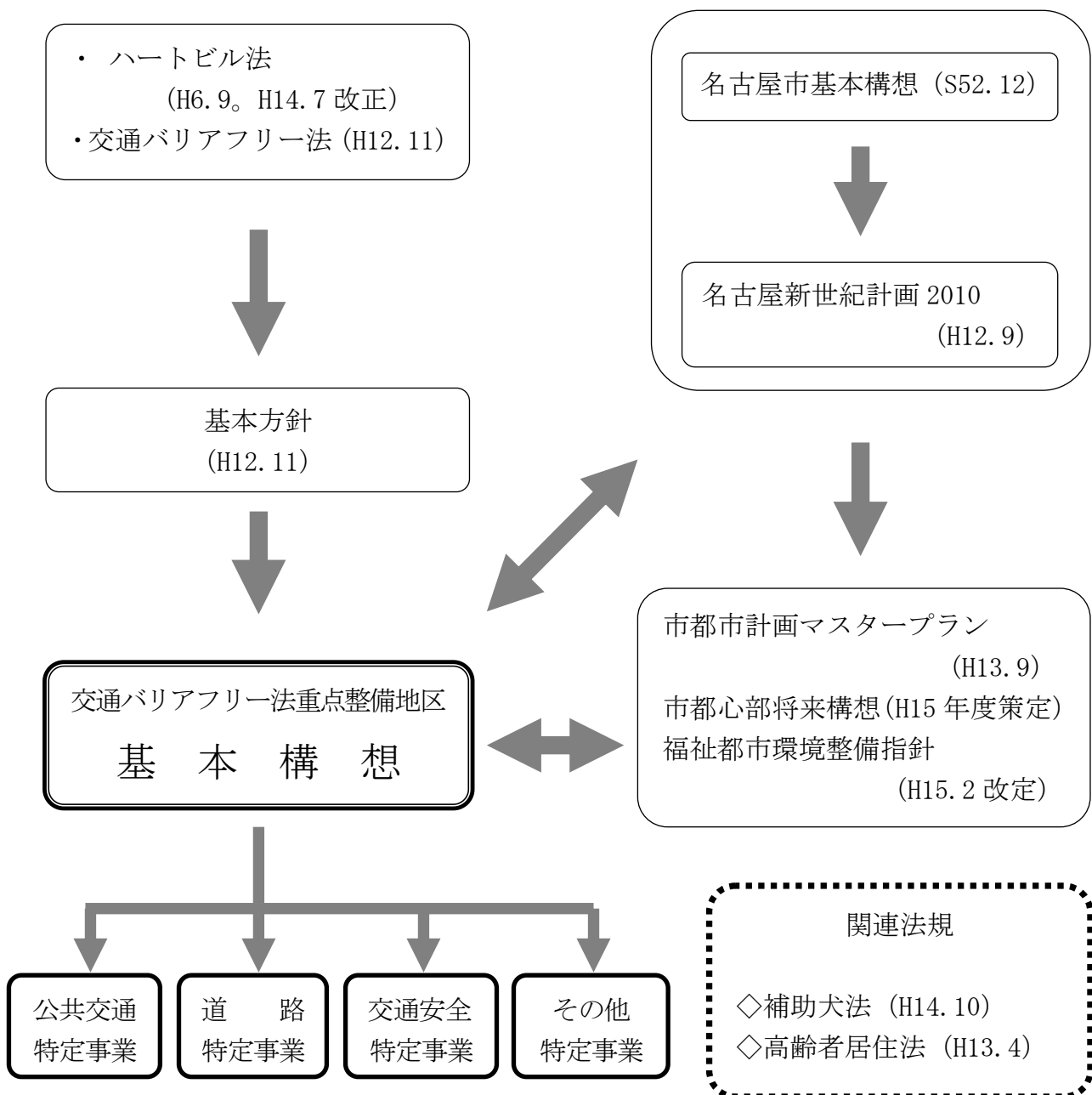


Ⅱ. 基本構想の位置づけと策定体制

1. 基本構想の位置づけ

平成 12 年に施行された「交通バリアフリー法」では、地域の重点的・一体的なバリアフリー化の推進は、市町村主導で実施するものとされ、バリアフリーなまちづくりのあり方を、市民や各種事業者具体的に示すことが求められている。

本基本構想では、関連法規に基づくとともに、市基本構想、基本計画「名古屋新世紀計画 2010」及び「福祉都市環境整備指針」に即し、特に重点整備地区における旅客施設（公共交通機関）並びに周辺歩行空間（道路等）を対象としたバリアフリー整備の方策を明らかにするものである。



2. 上位・関連計画の整理

(1) 福祉のまちづくりに関連する計画

計画名	概 要
名古屋新世紀計画 2010	◇市がめざすべき8つの都市像のなかに「福祉・安全都市」を位置づける。 ※ また、部門別計画の「市街地整備」においても、総合的な交通政策の推進としてバリアフリー化の推進を課題としている。
名古屋市 都市計画マスタープラン	◇人にやさしく安全で快適な交通体系の形成 ・魅力あふれる歩行者空間づくり ・交通安全対策の推進 ・公共交通機関などのバリアフリー化の推進
名古屋市都心部将来構想 — 策定中 —	◇都心まちづくりの基本方針 ・歩いて楽しい空間づくり ・人や環境へのやさしさづくり ◇土地利用ビジョン ・人の流れ・溜まりを生み出す空間整備 ◇交通ビジョン ・人にやさしい高質な都市空間の形成
福祉都市環境整備指針	◇福祉のまちづくりの基本理念 ①人間性が尊重された生き生きとしたまち ②人にやさしい安全・快適環境のまち ③共に生き、共に築く魅力的なまち ◇福祉のまちづくりの推進方策 ①福祉のまちづくりをすすめるための仕組みづくり ・パートナーシップによるまちづくり整備 ・当事者らによる検証システムの確立 ・「福祉のまちづくり推進委員会」を中心とした事業の進行管理 ②都市施設整備の推進 ・総合的かつ面的な整備の展開 ・公共的建築物、道路、公園、公共交通機関の整備 ・関連事業の推進とその成果の活用 ③心のバリアフリーの推進 ・広報・啓発の推進 ・研修事業・教育施策との連携 ・地域福祉の推進、ボランティアの育成・支援

(2) 名古屋駅地区の整備に関する計画

計画名	概 要
名古屋新世紀計画 2010	◇名古屋の玄関口にふさわしい魅力的で活気のあるれたまち並みづくりを図るため、駅前業務ビルのリニューアルなどに伴う再開発を誘導・支援するとともに、牛島南地区における市街地再開発事業を促進する。
名古屋市 都市計画マスタープラン	◇都心域ゾーン／広域交流拠点としての都心核ビル建替えや再開発手法により土地利用の高度化と機能更新を適正に誘導し、商業・業務、サービスなどさまざまな機能を集積、都心機能の強化に努める。併せて、土地の高度利用、機能の複合化などにより、利便性を生かした都心居住を促進し、定住人口の確保に努める。
名古屋市都心部将来構想 — 策定中 —	◇名古屋駅周辺地区：世界都市名古屋にふさわしい活力ある複合都心 ＜テーマ＞ ・名古屋ターミナル拠点構想…ターミナル機能強化とシンボリックなまち並み形成 ・名駅回遊まちづくり構想…にぎわい歩行者空間のネットワーク形成 ・ささしまライブ24構想…国際歓迎・交流拠点の形成
中部国際空港アクセス 利便性向上に関する検討	◇名古屋駅を「広域アクセス拠点」として位置づける。 { ・案内・サインシステムの充実等分かりやすく、スムーズな旅客誘導の確保 ・待ち時間を快適に過ごせる施設等の整備の検討 ・鉄道・バス等総合的なアクセス情報の提供方策の検討
都市景観整備地区の指定 (S62.3。H4.2区域変更)	◇都市景観整備の基本目標 ・名古屋大都市圏の玄関としてのイメージアップ ・ターミナルとしての利便性、快適性の向上 ・都心商業・業務地区としての活気と魅力づくり
名古屋市地下街基本方針 — 策定中 —	◇地下街の防災性並びに歩行者の安全と円滑な通行の確保及び向上を図る。 ※ 地下街の新增設、地下街とビル地下との接続のほか、公共地下歩道や店舗整備の要件などについて技術的基準を示す。
西名古屋港線旅客線化事業 (平成16年度開業予定)	◇名古屋都心部と名古屋港を結ぶ市西南部地域の基幹的公共交通路線として整備。

3. 構想策定のための視点

基本構想の策定にあたっては、「交通バリアフリー法」の理念に基づいて次の視点に立つものとする。

◆ 歩行者優先のまちづくり（まちの回遊性を高める）

高齢者や障害者等の社会参加とその活動の自由を保障するため、ハード・ソフトの両面から誰もが使い易く、移動し易い歩行者空間ネットワークをめざす。

◆ 市民・関係事業者等との連携（パートナーシップによるまちづくりを進める）

公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等と十分に協議し、各機関の協力を得ることはもとより、地区に関連する各種整備計画や事業との連携を図っていく。

◆ 市民参画の原則（ユーザーの視点を尊重する）

公共交通機関を利用する当事者である高齢者、身体障害者、地元住民等の参画を進めることにより、多様な利用者の意見を十分に反映させるように努める。

4. 策定体制

本市では、市民利用者の意見を反映させるとともに、関係事業者との協議を進めるために、次に示す「名古屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会」及び「名古屋駅地区基本構想策定調整会議」を設置し、検討を行った。

